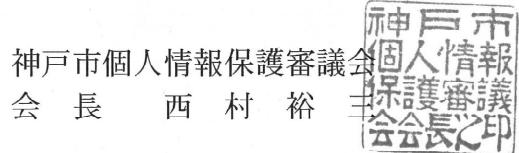


答申第968号  
令和3年11月5日

神戸市長 久元喜造様



答申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、令和3年11月5日付け神市長庁第1151号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

本庁舎・区役所・総合コールセンターへの電話の通話録音・分析について  
(条例第7条「収集の制限」について)

- 1 本庁舎及び各区役所の代表電話交換、コールセンターが受電した通話内容を録音し、通話内容の分析により、市民が求める情報を把握し、市ホームページやFAQサイトを改善することは、架電の集中を緩和することが期待でき、市民サービスの向上に寄与すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

本庁舎・区役所・総合コールセンターへの電話の  
通話録音・分析について  
(条例第7条「収集の制限」について)

別紙  
答申968

◎は条例第7条第3項に該当

【収集する情報項目】

本庁舎・区役所・総合コールセンターへの電話の通話音声および通話日時、電話番号

◎通話者（連絡相手・オペレーター・職員）の発話音声

・通話した日時

・発信先および発信元の電話番号

収集を行う中で、派生的に機微情報の収集を行うこともある。